

## 平成 17 年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成 17 年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	<p>(1) 計画一般(敷地の有効利用、配置計画、ゾーニング・動線計画、各部門・各室の計画等)</p> <p>(2) 設計課題の特色に応じた計画      新設部と既存部との一体的な平面計画・調和のとれた立面計画      防災学習部門、集会・生涯学習部門及び共用・管理部門のゾーニング・動線計画</p> <p>(3) 構造・設備に対する理解</p> <p>(4) 設計図書の表現</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合      要求図面のうち1面以上欠けるもの、又は面積表が完成されていないもの      新設部が「ラーメン構造による鉄筋コンクリート造(一部を鉄骨造としてもよい。)、地上2階建」でないもの      図面相互の重大な不整合(上下階の不整合、階段の欠落等)      新設部及び既存部の床面積の合計が「1,800㎡以上、2,300㎡以下」でないもの      「所要室」及び「その他の施設」のうち、次のいずれかの室又は施設が計画されていないもの      防災学習室、地震体験室、煙体験室、防災シアター、展示ホール、集会室、調理実習室、和室、工作室、喫茶室、エントランスホール、管理事務室、災害用備蓄倉庫、電気・機械室、多目的広場、便所(全くないもの)</p> <p>既存部の主要構造部を撤去(設備配管用の小開口は除く。)したものの      新設部に乗用エレベーター(1基)が計画されていないもの      その他設計条件を著しく逸脱しているもの(多数の室・施設の欠落等)</p>
採点結果の区分(成績)	<p>採点結果については、ランク 、 、 の4段階区分とする。</p> <p>ランク : 「知識及び技能」*を有するもの      ランク : 「知識及び技能」が不足しているもの      ランク : 「知識及び技能」が著しく不足しているもの      ランク : 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>なお、採点の結果、ランク 、 、 のそれぞれの割合は、次のとおりであった。      ランク : 30.3%、ランク : 14.9%、ランク : 11.1%、ランク : 43.7%</p>
合格基準	<p>採点結果における「ランク 」を合格とする。</p>